

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡市中央区渡辺通一丁目9番3号

氏名 株式会社ヒューマンハーバー
代表取締役 副島 勲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 平成 30 年 6 月 17 日

許可の有効年月日 平成 35 年 6 月 16 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

選別施設：設置場所 福岡県糟屋郡宇美町若草二丁目3303番64

設置年月日 平成25年4月2日

処理能力 9.9t/日（8時間）

以下余白

3. 許可の条件

(1) 中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は110m³以内とすること。

(2) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（廃プラスチック類）の保管数量は17m³以内とすること。

(3) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ゴムくず、繊維くず）の保管数量はそれぞれ2m³以内とすること。

(4) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ガラスくず等（廃石膏ボードを除く。）、ガラスくず等（廃石膏ボードに限る。）、ふるい下残さ）の保管数量はそれぞれ3m³以内とすること。

(5) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（がれき類）の保管数量は9m³以内とすること。

(6) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（木くず、混合廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず））の保管数量は8m³以内とすること。

（以下裏面記載）

(7) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類))の保管数量は42m³以内とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年6月17日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無